

原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置

令和 4 年 6 月 2 9 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置について報告するものである。

2. 要改善事項の内容

令和 4 年 5 月 31 日付けで「令和 2 年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」に係る請負契約（以下「本件契約」という。）の発注手続きに関する行政文書一式について開示請求があり、その開示請求準備を進める中で、核燃料廃棄物研究部門（当時）に所属していた当庁職員が特定の業者に対しメールで仕様書案の作成依頼をしていたことが分かった。

契約手続きにあたっては、仕様書の内容を具体的なものにするため、関係者に対し市場調査を行うことがある。市場調査は、仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼するものであり、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼することを想定するものではない。

一般競争入札として公告された本件契約の仕様書及び予定価格については、当該業者が作成した仕様書案及び参考見積りがほぼそのまま使用されていた。ただし、仕様書及び入札適合条件が特定の業者のみが入札可能な仕様になっていたわけではなく、他の業者も入札可能な状態は保たれており、入札等の公正を害する行為があったとまではいえない。なお、入札の結果は、当該業者が一者応札で落札した。

本件の一連の契約手続きについては、原子力規制庁の内規「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）のうち仕様書作成時のポイントとして記載されている市場調査の基本的な考え方や個別に資料の提供を招請する場合の留意事項に次の点で逸脱していた。

- 仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼する市場調査の性質を越え、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼していた。
- 市場調査を行う際の留意事項である、
 - ・ 複数の関係者への提供依頼
 - ・ 関係者と接触する場合の複数の職員での対応を行っていなかった。

また、当該職員が仕様書案の作成を依頼していた案件が、他にも 2 件発見された。入札の結果が一者応札である点も同一である。（案件一覧は別紙のとおり）

3. 是正措置の内容

以下のことを8月末までを目途に行う。

- (1) 技術基盤グループ内の市場調査に関するルールとして、以下のことを定める。
 - ・ 典型的な市場調査を依頼する電子メールのひな型の共有、利用。
 - ・ 市場調査を開始する前に、調査事項、調査方法（メールなのか直接接​​触なのかなど）、接触する予定の業者等について上司に報告させる。
 - ・ 原則として全て複数事業者に依頼することとし、一事業者にのみ依頼せざるを得ない場合は、その理由について担当管理官の承認を受ける。
 - ・ 入札公告の決裁の参考資料として、市場調査がルールに沿って適切に行われたかのチェックリストを添付。
- (2) 原子力規制庁内の契約についての調査
過去5年分の契約について、同様に仕様書案の作成を依頼していた案件がないか調査し、公表する。
- (3) 入札・契約手続きにおける留意事項の再周知
入札・契約を行うにあたっての基本的な留意点等に関し、研修等の機会を通じて再度周知を徹底する。

(別紙) 当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

(参考資料) 「委託事業等の入札・契約の手引き」(平成24年11月制定) 抜粋

当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

年度	事業名	落札者	予定価格 (円)	落札額 (円)	落札率 (%)	応札 者数
H29 年度	平成 29 年度放射性 核種の基礎的な数 値の算出	MHI ニュークリアシ ステムズ・ソリュー ションエンジニアリ ング株式会社	11,995,911	10,800,000	90.0	1
H29 年度	平成 29 年度使用済 燃料の貯蔵の事業 に係るリスク情報 の調査	国立研究開発法人海 上・港湾・航空技術 研究所	39,385,764	30,225,396	76.7	1
R2 年度	令和 2 年度キャニ スタを用いた使用 済燃料の乾式貯蔵 方法に係る調査	三菱重工業株式会社	29,603,569	27,500,000	92.9	1

○「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）抜粋

Ⅱ．一般競争入札

2．公告まで

(1) 実施計画書（仕様書）の作成

仕様書作成時のポイント

仕様書の内容を具体的なものにするためには、

- ・ 事業目的、必要とする技術・性能等を明示し、資料等の提供を広く招請するなど市場調査(☆)を行う。

☆市場調査の基本的考え方

調達を円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場価格に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給者に対し情報提供を要請する。

※政府調達案件以外については、官報への公告は必要なく、HP等による招請が可能。また、資料等の提供期限も30日以上とする必要は無い。

- ・ 資料等の提供を広く招請しても資料等が提供されない場合は、個別に業界関係者に対して資料等の提供を招請する

などが考えられる。

ただし、個別に資料等の提供を招請する場合には、

- ・ 複数の関係者から資料等を提供してもらう
- ・ 業界関係者と接触する場合は、複数の職員で対応し、接触記録票等を作成するなどの措置を講じ、契約手続における公平性及び透明性を確保しつつ、偏った仕様書にならないようにすることが必要である。